



暮らしの判例

国民生活センター 相談情報部



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

ネット上のFX取引における為替レートの誤表示について取引が錯誤無効とされ、一方的なロスカットは権利の濫用とされた事例

本件は、ネット銀行とFX取引(外国為替証拠金取引)を行っていた消費者が、取引後に為替レートの表示が誤りであったとして取引を一方的になかったものとされたうえ、原状回復措置として一方的にロスカット(含み損が大きくなりすぎた場合に自動的に行われる強制決済)などが行われたことについて、預金返還請求権に基づく預金の返還や不法行為による損害賠償等を求めた事例である。

裁判所は、ネット銀行が市場レートと大きくかけ離れたレートを誤って提示したことは錯誤に当たり、ネット銀行に重過失まではなかったとして錯誤無効を認めた。また、無効とされた場合において、特段の対策や消費者の個別事情を考慮しないまま一方的にロスカットを行い預金債務と相殺することは当事者間の公平を著しく害するものであり、取引における信義誠実の原則に反し、権利の濫用として許されないとした。

インターネットによるFX取引において、誤ったレートが表示されたことによる取引の効力と法律関係の考え方について参考になる判決である。(東京高等裁判所平成26年1月30日判決、『金融法務事情』1997号122ページ掲載)

原告：X1、X2(消費者)
被告：Y(ネット銀行)
関係者：A(Yが為替レートの提供を委託していた事業者)

事案の概要

X1、X2は、いわゆるネット銀行を営むY銀行に普通預金口座(以下、Y口座)を開設し、Yとの間で、2009年3月頃から外国為替保証金取引(以下、FX取引)を行っていた。Xらは2010年7月2日および7月5日に、それぞれ400万ユーロを、1ユーロ当たり109円から110円で売り建てた後、1ユーロ当たり108円で指値による買い建て(反対売買)注文をした。

2010年7月13日午前6時45分頃、これらの注文は1ユーロ当たり108円で決済され(以下、本件各取引)、Xらは、Yから自動的に約定を知らせるメール(以下、本件約定通知)を受信した。なお、本件約定通知には、Xらにつき合

計で約1160万円の売却益が出たことが記されていた。X1は本件各取引の決済により含み損をおおむね解消できたものと考え、同日午前10時過ぎ頃、XらのFX口座からY預金口座へ6500万円余りの保証金を振り替え、その結果、XらのFX口座残高はほぼなくなった。

Yは、レート配信元のA社から、システム障害により、1ユーロ当たり55円82銭という誤レート表示(当時の市場レートは1ユーロ当たり111円台半ば)が配信された旨の連絡を受け、7月13日午前9時04分頃、誤レート表示の発生(以下、本件障害)についてFX取引画面上で告知した。しかしその際、その他の具体的な内容は何も示さなかった。同日午後0時4分頃、YはFX取引画面で本件障害が原因調査



中である旨を告知し、その後まもなく、同障害により取引が決済された対象顧客167名に対して、問い合わせ先等を記載した電子メールを送信した。しかし、同メールにおいても何らYの対応は示されなかった。誤表示により決済されたポジション(約定後、反対売買されておらず損益が確定しない状態のこと)の建て直しや、本件で発生した益金について出金を差し控えるよう要請するなど、Yからの具体的な対応が示されたのは同日午後7時44分頃になってからであった。Yが原状回復措置に係る処理作業を完成させたのは同月15日午前5時50分頃であり、午前6時1分45秒頃、Yは、原状回復措置によって建て直されたXらのポジションにつき保証金不足が生じているとして、ロスカットを実施した。

Xらは、Yが本件各取引を一方的になかったものとしたうえ、原状回復措置により強制的なロスカットを行うなどしたことについて、Yに対する普通預金返還請求権に基づき各預金の返還を求めるとともに、不法行為による損害賠償請求権または不当利得返還請求権に基づき、上記の各預金相当額および遅延損害金等の支払いを求める訴訟を提起した。これに対しYは、Xらに対して不当利得の返還等を求めるとともに、本件各取引は不成立または無効であり、FX取引に関する約定に基づくロスカットによりXらに追加保証金支払い義務が発生しているなどと主張して、反訴を提起した。

第一審判決は、Yが誤レートを提示したことにより決済された1ユーロ当たり108円での本件各取引は錯誤により無効であり、かつ、表意者であるYに重大な過失があったとは認められないとした。また、Yが実施したロスカットは有効であり、Xらに追加保証金の支払い義務が発生しているため、Xらの各預金返還請求権との相殺が認められると判示した。そこで、これを不服としたXらが控訴したものである。



理由

FX取引において、本件のように誤レートが提示された場合、顧客に本来であればあり得ない損失や利益が生じ、投資者間の公平、投資市場の健全性がゆがめられるなど極めて深刻な事態に陥ることからすれば、FX取扱事業者であるYとしては、そのような事態が生じないように誤レートの提示を未然に防止すべき態勢を構築すべき義務を負っているというべきである。

もっとも、本件では、Yは、金融先物取引業務取扱規則によっても、委託者であるFX取引業者自ら誤ティック(システムの都合によるありえないレート)防止機能等を備え付けることは要求されていなかったこと等の各事実が認められるから、本件誤レート表示につき、Yにおいて、FX取扱事業者に通定期持される注意を著しく欠いている状態にあったとまでは認めがたい。

Yが、Aが提供するカバーレート(顧客から注文があった際に、顧客との取引の反対売買をAとの間で行う(カバーする)ための為替レート)を改変することなくそのままYの顧客向けのウェブサイト上に表示し、それがYのAへのカバー取引の申込みの意思表示となる以上、民法95条ただし書きの通用に当たっても、Aは表意者であるYと信義則上同視すべきものというべきである。そこで、本件誤レート表示についてAに重過失が認められれば、Aと信義則上同視すべきYにおいても、本件各取引の錯誤無効を主張することはできないと解するのが相当である。

そこで、Aに重過失が認められるか否かを検討すると、一応の誤ティック防止機能を備えてはいたものの、スプレッドナロー化サービス(買値と売値の差(取引コスト)をより小さくするサービス)の起動中であったため、その誤ティック防止機能がうまく働かず、提供された異常なレートの数値がそのまま表示されてしまったも

のと認められる。そうすると、Aにおいて過失があることは否定できないものの、当時の業界のレベルでは、そこまでの誤ティック防止機能を設けることは必ずしも一般的なものではなかった。もっとも、YにおいてFX画面を常時監視して、仮に異常なレートが表示された場合には直ちにその取消し等の措置をとることができる態勢を整えておくことも考えられるが、この点を考慮しても、Yにおいて、通常期持される注意を著しく欠いている状態であったとはいえない。

本件においては、本件各取引を無効とする以上、これによってXらが取得した売却益を不当利得としてYに返還させることはやむを得ないとしても、Yにおいて、改めて建て直したXらのポジションについて追加保証金が発生し、保証金不足になっているとして直ちにロスカットを行い、それによって確定した、YのXらに対する多額の追加保証金について支払い義務があるものとして、XらのYに対する預金債権返還請求権との対当額での相殺を認めることは、当事者間の公平を著しく害するものであり、取引における信義誠実の原則に反し、権利の濫用として許されない。

解説

本判決は、インターネットによるFX取引において、為替レートの誤表示をめぐる取引の錯誤無効が争われた事案である。

インターネット取引においては誤入力やシステム障害等により、契約当事者の意思と合致しない取引がなされることがある。

商品または役務の提供に関する対価の誤表示により契約の成否が争われた判決としては、パソコンの売買価格の誤表示に関する下記**参考判例①**や、旅行代金の誤表示と予約契約の成否が争われた下記**参考判例②**がある。

参考判例①は、受注確認メールが、売り主と

の間の売買を媒介するサイト開設者が発信したもので、受注者が発信したものではないうえ、売買成立のメールも送信されていないことから、承諾の意思表示とみることはできず、まだ売買契約が成立していないとして、錯誤については判断しなかった。他方、**参考判例②**は、誤表示の料金に基づいて予約が成立したことを記載したメールを事業者自らが送信していた事情等が考慮され、事業者側の錯誤の主張が認められなかった。いずれにせよ、両事案は、表意者の意思にさかのぼって契約の成否を判断することが比較的容易な事案だった。

これに対して、本件FX取引は相対取引(市場を通さず事業者と消費者が1対1で行う取引)ではあるが、為替市場と連動しており、通常は約定の取消しや変更ができない取引である。しかも、本件のようなFX取引は、コンピュータプログラムによって自動的に約定する。つまり、本件取引は、遅くともウェブ画面にYの取引承諾の通知が表示された時点で、契約が成立するタイプの取引であった。こうした自動契約の処理に不具合が生じて契約の成否が争われた事案は本件が初のようなものである。

本件の論点としては、①錯誤無効の主張を制限する要件としての重過失の有無の判断に係る問題と、②ポジションの建て直し(原状回復措置)に伴い、Yが行ったロスカットの当否に関する問題がある。

①につき、本判決は、まずFX取扱事業者としての注意義務があることを前提とし、その基準とYが構築した「誤レートの提示を未然に防止すべき態勢」に大きな隔たりがないかどうかを判断し、結論として、YがFX取扱事業者に通期待される注意を著しく欠く状態にはなかったとした。そのうえで、Yにおいて、FX画面を常時監視して、仮に異常なレートが表示された場合には直ちにその取消し等の措置をとることができる態勢を整えておくことも考えられるが、この点を考慮しても、Yにおいて、通



常期持される注意を著しく欠いている状態であったとはいえないとした。

②につき、第一審判決は、ロスカットの体制整備が法令上義務づけられていることをもって、これを遵守したYの行為に非難可能性はないと考えていた。たしかに、ロスカットには市場秩序を維持する側面があるが、その一方で、顧客の損失からFX取扱事業者を守る側面もある。このため、ロスカットの実施義務を逆手にとり、事業者には有利な水準でロスカットを行い、利益を得ている事業者も存在する。したがって、ロスカットの適切性・合理性については慎重に吟味すべきである。

この点、本判決は、「自らの過失によって顧客であるXらに混乱と損害を与えているYとしては、少なくとも、その後のポジションの建て直し等による処理に当たっては、Xらに対して十分に説明し、納得を得られるよう努力するとともに、顧客であるXらに影響が少ない方法での処理方法を検討して、顧客に最も影響の少ない方法によることが、取引に付随する信義則上の義務として必要である。そのような努力をしないまま、建て直したポジションを前提として、一方的にロスカットを行い、追加保証金が発生しているなどとして、実質的に損失を被るXら顧客の不利益を最小限のものにするための特段の対策を講じたり、顧客ごとの個別事情をまったく考慮したりすることもないまま、さらに顧客の預金口座に残されている預金債務と相殺するなどということは、上記の取引上の信義則に反するものであり、当事者間の公平を著しく害する」とした。

これは、誤表示について、事業者には重過失があるとして取引を有効とするには影響が大き過ぎるとしても、事業者にまったく過失がないというわけではないのに、事業者の便宜のために一方的なロスカットを認めることは、当事者間の公平を欠くとの判断によるものと考えられ、妥当な解決といえる。

なお、本判決によると、本件各取引は錯誤により無効であり、Yは、Xらに対し、Xらが本件各取引によって取得した売却益相当額(X1につき約390万円、X2につき約770万円)を不当利得として返還請求することができるものの、YがXらの従前のポジションを建て直してロスカットをしたことにより確定した追加保証金(X1につき約1500万円、X2につき約1110万円)の支払い請求は信義則に反し、権利の濫用として許されない。そして、YのXらに対する上記売却益相当額の各返還請求権と、XらのYに対する各預金返還請求権(X1につき約530万円、X2につき約690万円)とを対当額で相殺すると、X1はYに対して約140万円の預金返還請求権およびこれに対する商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払い請求権を有するが、X2は返還を求める預金債権額が返還すべき売却益相当額より少ないため、YはX2に対して約80万円の不当利得返還請求権および年5分(年365日の日割り計算)の割合による遅延損害金の支払い請求権を有することになる。

参考判例

- ①東京地裁平成17年9月2日判決(『判例時報』1922号105ページ)
- ②東京地裁平成23年12月1日判決(『判例時報』2146号69ページ)
- ③東京地裁平成20年7月16日判決(『金融法務事情』1871号51ページ ロスカット手続きのためのシステム整備を怠ったとされた事例)
- ④東京地裁平成25年10月16日判決(『判例時報』2224号55ページ スリッページ(注文を出した価格と実際に成立した価格との差)の対応の拙さからシステム整備義務違反を認定された事例)
- ⑤東京高裁平成25年7月24日判決(『判例タイムス』1394号93ページ 証券会社の株式誤発注につき、証券取引所の不法行為責任を認めた事例)